

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

1 概況

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

社会福祉施設には、大別して、保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、精神薄弱者援護施設、母子福祉施設等の施設があり、対象者の福祉に欠ける状態の程度、性質に応じ、機能的に分化している。各種の社会福祉施設に特有な問題については、それぞれ関連のところで述べられているので、ここでは、全般的な概況と、全体としてながめた施設の整備と運営の問題を取り上げることとする。

社会福祉施設は、第4-4-1表のとおり、49年10月1日現在、全国に約3万1,000か所あり、その入所(利用)定員は、約189万人、現に入所(利用)している者は、約178万人、職員数は、約31万人となっている。

第4-4-1表 社会福祉施設数、定員、現在員及び従事者数

第4-4-1表 社会福祉施設数,

	施設数			定員	
	総数	公営	私営	総数	公営
総数	31,114	20,384	10,730	1,889,005	1,131,461
保護施設	352	150	202	22,293	10,054
老人福祉施設	1,905	1,026	879	110,067	51,255
身体障害者更生保護施設	359	146	213	15,261	6,339
婦人保護施設	60	31	29	2,203	790
児童福祉施設	25,361	16,963	8,398	1,690,685	1,048,103
うち保育所	17,341	10,932	6,409	1,591,632	1,014,888
精神薄弱者保護施設	375	70	305	27,187	5,743
母子福祉施設	61	18	43	1,211	274
その他の社会福祉施設	2,641	1,980	661	20,098	8,903

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは、医療保護施設の定員、現在員、従事者数は除いている。
 2. 児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、現在員、従事者数は除い
 3. その他の社会福祉施設からは、無料低額診療施設の定員、現在員、従事者
 4. 定員、現在員、従事者数の総数からも、上記1～3の施設は除いている。

定員、現在員及び従事者数

(単位：か所、人)

	現在員			従事者数		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営
757,544	1,783,686	1,036,140	747,546	309,562	173,372	136,190
12,239	19,708	7,588	12,120	3,925	1,451	2,474
58,812	106,941	47,645	59,296	31,868	13,450	18,418
8,922	12,359	4,148	8,211	6,848	2,969	3,879
1,413	1,068	244	824	476	247	229
642,582	1,605,289	965,741	639,548	246,006	145,771	100,235
576,744	1,523,861	941,908	581,953	189,062	117,064	71,998
21,444	25,055	5,005	20,049	10,979	2,379	8,600
937	—	—	—	423	126	297
11,195	13,266	5,768	7,498	9,037	6,979	2,058

社会福祉施設の整備については、46年度を初年度とする社会福祉施設緊急整備5か年計画を策定し、計画的かつ重点的に整備を進めてきた。この計画は、(1)緊急に收容保護する必要のある老人、重度の心身障害者等の收容施設を重点的に整備すること、(2)社会経済情勢の変化に対応して、保育所及びこれに関連する児童館等の施設の拡充を図ること、(3)老朽社会福祉施設の建替えを促進するとともに、その不燃化、近代化を図ることなどを重点目標としたものである。また、この計画は、計画期間中に3,510億円(44年度価格)の整備費を投じ、約62万3,000人分の施設を整備するという構想である。

一方、49年2月に厚生大臣の私的諮問機関である社会保障長期計画懇談会から「社会福祉施設整備計画の改定について」と題する意見書が出された。意見書は、現行の社会福祉施設緊急整備5か年計画の進ちょく状況が整備総数としては順調であるが、施設需要の変化等により施設の種類によっては計画と実績の不一致があり、計画の内容自体の再検討と現行計画の改定の必要性を指摘している。更に、新計画においては、経済社会基本計画にうたわれている52年度までに、ねたきり老人等について收容施設の不足を解消するとい

う目標を一つの重点項目として、施設種類別の計画数の検討と自治体における各般の事情を十分精査の上、具体化されるべきであると提言されている。

社会福祉施設の運営については、入所(利用)者の処遇と運営に当たる職員の確保の問題が現在の重要な課題となっている。特に、社会福祉施設の職員は、施設運営の根幹を担っているものであり、この確保が困難になれば、施設の経営は圧迫され、ひいては施設の整備にも支障をきたすものと考えられるので、厚生省では、この対策として、毎年、職員の給与、その他勤務条件の改善等諸施策を実施しているが、今後は、これらの施策に併せ、施設職員の養成訓練の充実を図るとともに、施設職員の定着を図るための施設経営の合理化を図る必要がある。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

2 社会福祉施設の整備

(1) 整備状況

49年度は、前述の社会福祉施設緊急整備5か年計画の第4年度として施設の整備に努めた。社会福祉施設数の年次推移は、第4-4-2表のとおりである。施設数は全体としてかなりの増加傾向にあり、中でも緊急整備計画で緊急に収容する必要があるとされたねたきり老人及び重度の心身障害児のための施設の伸びが大きい。これを更に詳しくみると、特別養護老人ホームが44年の109施設(定員7,819人)から5年後の49年には451施設(定員3万3,955人)へ、重症心身障害児施設が同期間に20施設(定員2,343人)から38施設(定員4,229人)へとそれぞれ増加している。

第4-4-2表 社会福祉施設数の推移

第4-4-2表 社会福祉施設数の推移

	44年	45	46	47	48	49
総 数	22,450 (100.0)	23,917 (106.5)	25,227 (112.4)	26,740 (119.1)	29,065 (129.5)	31,114 (138.6)
保 護 施 設	424 (100.0)	400 (94.3)	378 (89.2)	383 (90.3)	357 (84.2)	352 (83.0)
老 人 福 祉 施 設	1,090 (100.0)	1,194 (109.5)	1,329 (121.9)	1,507 (138.3)	1,676 (153.8)	1,905 (174.8)
身体障害者更生援護施設	249 (100.0)	263 (105.6)	274 (110.0)	305 (122.5)	333 (133.7)	359 (144.2)
婦 人 保 護 施 設	62 (100.0)	61 (98.4)	61 (98.4)	63 (101.6)	61 (98.4)	60 (96.8)
児 童 福 祉 施 設	19,255 (100.0)	20,484 (106.4)	21,588 (112.1)	22,790 (118.4)	23,979 (124.5)	25,361 (131.7)
うち保育所	13,416 (100.0)	14,101 (105.1)	14,806 (110.4)	15,555 (115.9)	16,411 (122.3)	17,341 (129.3)
精神薄弱者援護施設	165 (100.0)	204 (123.6)	242 (146.7)	283 (171.5)	323 (195.8)	375 (227.3)
母 子 福 祉 施 設	45 (100.0)	52 (115.6)	50 (111.1)	54 (120.0)	55 (122.2)	61 (135.6)
その他の社会福祉施設	1,160 (100.0)	1,259 (108.5)	1,305 (112.5)	1,355 (116.8)	2,281 (196.6)	2,641 (227.7)

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 1. 46年までは毎年末現在, 47年~49年は10月1日現在である。

2. ()内の数値は, 44年末を100とした場合の指数である。

3. 48年, 49年のその他の社会福祉施設には, 老人憩いの家を含む。

反面,保護施設及び婦人保護施設は,漸減傾向を示している。これは国民生活の向上,安定により施設において保護を要する者が減少していること,老人福祉施設,精神薄弱者援護施設等の整備が進むにつれ保護施設に收容されていた者が他種の施設に移っていることなどの理由による。しかし,保護施設の中では救護施設の数が増加しており,これは他種の施設に收容困難な複合障害者を総合的に受け入れることのできる救護施設の社会的ニードが依然として存在していることの表われである。

一方,老人福祉センターが最近の5か年間で143か所から439か所へ,児童館が1,247か所から1,988か所へとそれぞれ増加している。これらの施設は,收容施設ではなく利用施設であり,これまで社会福祉施設に直接関係を持たなかった人々をも含め,地域住民を広く対象としている施設である。

今後は,一方で援護を要する者を收容する施設の一層の整備拡充とあわせて,他方で,幅広い社会の要望を受け入れた福祉センター等利用施設の拡充について検討すべきである。

(2) 整備財源

社会福祉施設の整備のために投資された額は,49年度において約1,000億円に達しており,その内訳は第4-4-3表のとおりである。

第4-4-3表 社会福祉施設の整備財源の内訳

第4-4-3表 社会福祉施設の整備財源の内訳 (49年度)

(単位: 件, 100万円)

	件 数			金 額		
	総 計	公 立	民間立	総 計	公 立	民間立
総 計	108,014	65,913	42,101
補助金(国, 地方公共団体)	1,305	1,052	253	40,398	29,352	11,046
融 資	1,802	1,172	630	50,761	36,561	14,200
特 別 地 方 債	1,172	1,172	.	36,561	36,561	.
社会福祉事業振興会	630	.	630	14,200	.	14,200
そ の 他	16,855	.	16,855
日本自転車振興会	210	.	210	8,936	.	8,936
日本小型自動車振興会						
日本船舶振興会	97	.	97	4,933	.	4,933
お年玉年賀葉書寄付金	68	.	68	229	.	229
共 同 募 金	1,290	.	1,290
そ の 他(清水基金)	1,467	.	1,467

厚生省社会局調べ

国庫補助制度は、地方公共団体や社会福祉法人が施設を整備する場合に原則として整備費の2分1のに相当する金額を補助するものである。

都道府県は、施設設置者に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助している。

特別地方債は、地方公共団体が社会福祉施設等を整備しようとする場合に、年金積立金の還元融資の一形態として行われるものである。

社会福祉事業振興会融資制度は、民間社会福祉施設の整備のために低利融資を行うことを目的とするものであり、貸付条件は、年利4.6%、無利子期間2年以内、償還期間最長20年である。貸付原資は、政府出資金と資金運用部借入金で賄われている。競輪、オートレース等の公営競技の益金の一部も民間社会福祉施設の整備のために毎年相当額が投入されている。また、お年玉年賀葉書寄付金及び赤い羽根による共同募金の寄付金の相当部分が民間社会福祉施設の整備費に配分されている。

なお、49年度は、いわゆる施設設置者の超過負担の解消を図るため、年度途中において施設整備費の国庫補助単価を施設の種別に応じ27.6%又は16.1%増額改定した。

(3) 施設の近代化

戦前又は戦後の早い時期に設置された木造の社会福祉施設で著しく老朽化しているものについては、入所者の処遇上、また、施設の防災上放置できない状態にある。国では、現在、49年度を初年度とする第4次老朽民間社会福祉施設整備計画(第1次計画は、38年度を初年度とする。)を実施中であり、老朽民間施設に対し補助金を優先的に交付するとともに、設置者負担分の無利子融資の措置を講じ、ブロック又は鉄筋コンクリート造りへの建替えの促進を図っている。

また、消防用設備等についても社会福祉施設の防火管理設備等のいっせい点検を行い、その整備促進を図っている。

厚生白書(昭和50年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

3 社会福祉施設の職員

(1) 現状と問題点

社会福祉施設で働く職員の職種は、施設長、生活指導員、児童指導員、職業指導員、保母、寮母、医師、看護婦、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)、栄養士、調理員、事務員等と多岐にわたっている。職員数の年次別推移は、第4-4-4表のとおりであり、年々の施設数の増加と収容(利用)者1人当たりの職員数の増員を反映して毎年増加を示している。しかし、職員の充足率については職種により高低があり、特に、看護婦等の医療関係職員については基準数を下回っている例がみられる。社会福祉施設の職員がこのように必ずしも充足されていない現状に加え、今後の施設数の増加、特に、ねたきり老人、重度の心身障害者を収容する施設の増加及び収容(利用)者1人当たりの職員数の増加がより一層多くの職員を必要としている状況にかんがみ、今後とも、職員養成計画の充実や職員待遇の改善など社会福祉施設職員に関するマンパワー対策の拡充について検討する必要がある。

第4-4-4表 社会福祉施設の職員数の推移

第4-4-4表 社会福祉施設の職員数の推移

(専任のみ)

(単位:人)

	44年	45	46	47	48	49
総 数	152,073	168,690	187,796	209,497	241,209	264,492
保 護 施 設	2,700	2,737	2,872	3,006	3,249	3,583
老 人 福 祉 施 設	12,747	14,622	16,991	20,403	24,197	28,949
身体障害者更生援護施設	3,195	3,527	3,918	4,453	4,964	5,672
婦 人 保 護 施 設	268	275	280	302	288	285
児 童 福 祉 施 設	127,517	140,739	155,800	171,534	195,602	210,730
うち保育所	95,483	106,231	118,773	131,752	147,731	164,717
精神薄弱者援護施設	2,584	3,328	4,462	5,957	7,597	9,348
母 子 福 祉 施 設	222	227	236	238	272	290
その他の社会福祉施設	2,840	3,235	3,237	3,604	5,040	5,635

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 46年までは毎年末現在, 47年以降は10月1日現在である。
 2. 保護施設からは医療保護施設を除いている。
 3. 児童福祉施設からは助産施設を除いている。
 4. その他の社会福祉施設からは無料低額診療施設を除いている。
 5. 総数からも前記2~4の施設を除いている。
 6. 48年, 49年のその他の社会福祉施設には老人憩いの家を含む。

(2) 職員の養成及び確保

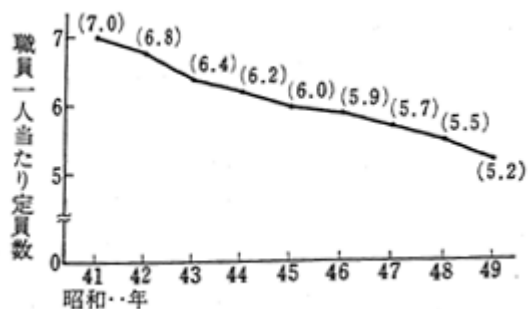
保母,医療関係職員等については専門の学部,養成所等があるが,他の職種については養成制度が確立していない。しかし,現在,公・私立大学に社会福祉関係学部・学科があるほか,国では日本社会事業大学(東京)及び大阪府立社会事業短期大学に社会福祉事業職員の養成を,また,全国社会福祉協議会に各種資格認定講習会,社会福祉事業職員研修及び通信教育を委託し,職員の養成訓練に努めている。

(3) 職員の待遇改善

社会福祉施設職員の待遇改善については,毎年,給与その他の勤務条件の改善など職員処遇の改善に努めている。50年度においては,特に施設職員の優秀な人材の確保及び定着化の見地から,給与その他の勤務条件の改善に重点を置き,直接処遇職員の給与について6%の特別改善を行ったほか,勤務条件の改善については,当面,緊要性の高い収容施設の夜間勤務体制の整備,保育所の休憩時間の確保及び給食業務態勢の充実等に必要の保母,寮母,指導員,調理員等関係職員の大幅増員を行った(第4-4-1図)。このほか,民間社会福祉施設における職員の給与の改善については,47年度より必要な財源措置を特に講じている。

第4-4-1図 社会福祉施設職員1人当たりの定員数の年次推移

第4-4-1図 社会福祉施設職員1人当たりの定員数の年次推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

民間社会福祉施設職員の処遇のため、社会福祉事業振興会が運営する退職共済制度があり、この概況については第4-4-5表のとおりである。49年度からは、この共済制度の対象施設に新たに授産施設等が加えられ、一層の拡充が図られた。

第4-4-5表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

第4-4-5表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

	44年	45	46	47	48	49
退職手当支給人員(人)	7,841	11,407	10,280	9,536	12,009	12,229
退職手当支給総額(千円)	254,363	471,433	561,319	640,541	1,202,128	1,629,012
加入者数(人)	56,697	65,230	72,760	80,716	89,971	102,929
単位掛金額(円)	1,550	2,480	3,380	3,350	3,850	5,050

厚生省社会局調べ

(注) 加入者数は年度末

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

4 社会福祉施設の運営

社会福祉施設の入所者は、おおむね生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の社会福祉関係諸法律の規定に基づく措置によるものである。これらの入所者の処遇に要する費用、すなわち、社会福祉施設の運営費はいわゆる措置費(委託費)として、上記各法律に基づいて公費負担が行われ、その負担割合は原則として国が10分の8、都道府県又は市が10分の2となっている。

社会福祉施設の運営費は、施設入所者の生活費を主とする事業費と施設職員の給与等人件費を主とする事務費からなっている。49年度の運営費の改善は年度当初の改善に加え、12月に施設職員の給与の改善に伴う事務費単価の引上げを行ったほか、事業費については物価の異常な上昇に対処するため、6月と10月の2回にわたる生活費の増額改定を行うとともに、12月には従来の期末一時扶助に加え特別一時金の支給を行う措置を取った。

運営費の年次別推移は、第4-4-6表のとおりである。

第4-4-6表 社会福祉施設運営費の推移

第4-4-6表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

(単位:100万円)

	44年度	45	46	47	48	49	50
総 額	69,205	87,995	112,496	146,179	186,224	247,739	357,659
保 護 施 設	1,516	1,814	2,218	2,761	3,469	4,693	6,789
身体障害者更生援護施設	1,892	2,382	3,014	4,021	5,335	7,908	12,059
老人福祉施設	13,223	16,725	21,151	28,040	39,304	53,495	77,075
婦人保護施設	342	379	441	528	598	736	982
児童福祉施設	50,128	63,301	80,603	103,475	126,936	165,983	238,605
うち保育所	29,604	38,320	50,963	65,928	81,331	106,761	159,612
精神薄弱者援護施設	2,104	3,394	5,069	7,353	10,582	14,924	22,149

厚生省社会局及び児童家庭局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第2節 福祉事務所及び福祉センター

1 福祉事務所

福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法及び母子福祉法のいわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をはじめ、広く社会福祉全般に関する事務を行う第一線の総合的な機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区は、その設置が義務付けられ、町村は任意設置とされている。49年6月1日現在、その総数は1,130か所で、このうち、郡部を管轄する都道府県が設置するものが341か所、市及び特別区が設置するものが785か所、町村が設置するものが4か所となっている。福祉事務所は、おおむね人口10万人単位で定められた福祉地区ごとに設置されており、その現状は第4-4-7表のとおりである。

第4-4-7表 管内人口別福祉事務所数

第4-4-7表 管内人口別福祉事務所数
(49年6月1日現在)

	総数	3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上8万人未満	8万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上
総数	1,130	82	291	287	117	229	85	39
郡部	341	32	55	122	49	75	8	—
市部	789	50	236	165	68	154	77	39

厚生省社会局調べ

福祉事務所の職員は、所長、査察指導員、現業員、事務職員のほか、福祉各法による身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉指導主事等により構成されており、49年6月1日現在の職員総数は4万7,171人である。このうち社会福祉六法に関する要援護者のケースワークを行う現業員は、専門的な知識と技術を要求され、その仕事が特に重要であることから社会福祉主事でなければならないとされ、その定数基準についても定められている。49年6月1日現在1万1,676人の現業員のうち有資格者は74%であり、資格認定講習会等により無資格者の解消が図られている。

近年、福祉五法(福祉六法から生活保護法を除いた五法)に関する問題に対する関心や要求が高まってきたことにより、従来、生活保護事務偏重の傾向を改め、福祉五法業務の実施体制強化を図ることが必要となってきた。50年度には、地方交付税により、人口10万人について7人(全国で約7000人)の五法担当現業員を配置する措置が取られることになったが、49年6月1日現在2,326人が配置されているにすぎない。今後、この基準に達するよう地方公共団体関係者の一層の努力が必要である。

厚生白書(昭和50年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第2節 福祉事務所及び福祉センター

2 福祉センター

福祉センターは、市町村の地域において、児童から老人に至るすべての地域住民に対し社会福祉その他住民の生活向上の場を与え、もってその福祉の増進を図ることを目的とする施設である。

41年度から年金積立金還元融資の対象に加えられ、49年度末において376か所が設置され、それに対して総額146億g,530万円にのぼる融資が行われている。

福祉センターは、レクリエーション室、子供の遊び場、老人の憩いの場、図書室等の設備を設け、地域住民に気軽に利用させるほか、民生委員等による各種の相談、教養文化、レクリエーション及び各種クラブ活動、ボランティア活動の場の提供等の事業を行い、地域における生活と福祉の諸活動の拠点として欠くことのできない施設となりつつある。

殊に、我が国の社会経済の著しい発展に伴い、国民福祉の向上についての積極的な施策が強く要請されているところでもあり、今後は、福祉センターが、地域における一般住民はもとより、児童、老人、心身障害児・者等の福祉ニードに応じられる多元的機能を有する施設、すなわち、地域社会における住民の福祉の増進の中心的役割を果たす施設として運営されることが期待される。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

1 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉増進のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者であり、豊かな人生経験と熱意を持った人々の中から、3年の任期で厚生大臣により委嘱されている。現在、全国総数は、約16万人である。

その具体的な活動は、第4-4-8表にみられるように広範囲に及んでおり、社会福祉協議会と密接な関係を保ちながら活動している。特に、世帯更生資金の貸付けや心配ごと相談所での相談などに大きな役割を果たしている。

第4-4-8表 民生(児童)委員の活動状況

第4-4-8表 民生(児童)委員の活動状況(49年度)

	活 動 日 数	8,066,982
	訪 問 回 数	11,223,074
調 査・証 明 事 務・連 絡 件 数 等	総 数	8,803,172
	調 査	2,548,356
	証 明 事 務	1,164,392
	施設団体、公的機関との連絡	1,877,498
	諸 会 合 行 事 へ の 参 加	3,212,926
相 談 指 導 件 数	総 数	8,966,319
	家 族 の 問 題	744,153
	住 居 の 問 題	480,845
	健 康 の 問 題	1,726,292
	仕 事 の 問 題	505,804
	生 活 費 の 問 題	1,088,938
	年 金 保 険 の 問 題	758,041
	生 活・環 境 の 問 題	494,761
	そ の 他	3,167,485

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

人口の過疎、過密現象、核家族化、高齢人口の増加等の社会経済情勢の変動に伴い、積極的に取り組むべき問題が山積している今日、民生委員は、地域住民の福祉増進に一層活躍することが期待されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

2 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、一定の地域社会において、公私の社会福祉事業関係者やこれに関心と熱意を持つ者の参加や協力の下に、その地域社会の社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化、効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間組織である。この社会福祉協議会は、全国の市町村、都道府県及び中央の各段階で組織されている。

社会福祉協議会は、地域福祉活動を中心に各地域の実状に応じた多岐にわたる活動を行っているが、今後もコミュニティ作りの核として住民主体の活動組織に成長していくことが期待されている。また、国においても、こうした活動を育成、強化するために専任職員の配置について38年度から補助金を交付しており、50年現在、その数は全国社会福祉協議会11人、都道府県及び指定都市社会福祉協議会304人、市町村社会福祉協議会1,292人となっている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

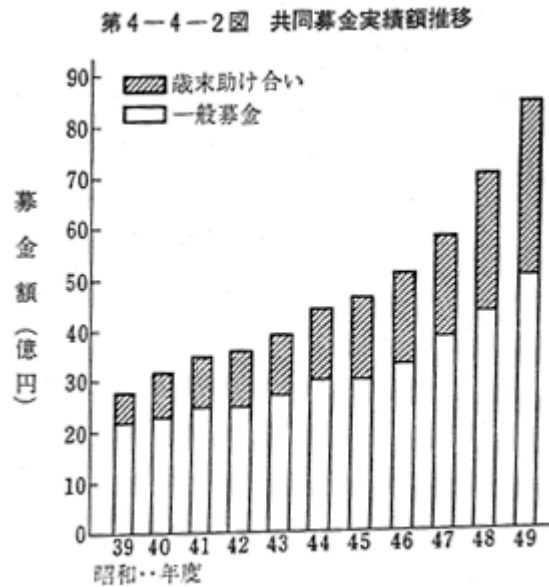
3 共同募金

「赤い羽根」に象徴される共同募金は、国民の自発的な助け合いの精神を基礎として民間社会福祉事業の財源を得るために行われる国民運動である。

共同募金運動は、各都道府県に組織された共同募金会が、ボランティアの協力を得て実施する。募金活動は、毎年10月から12月末の間行われ、特に、12月は歳末助け合いとしての運動が行われている。

募金額は年々増加しており(第4-4-2図)、49年度の募金総額は約90億4,181万円で前年度に比べ20%の増であった。このうち一般募金は約56億3,245万円(対前年度14.7%増)、歳末助け合い募金は約34億g36万円(同29.9%増)であった。

第4-4-2図 共同募金実績額推移



また、一般募金の募金方法の内訳は、戸別募金が61.3%(48年度62.9%)、法人募金が28.3%(同26.8%)、街頭募金が3.6%(同3.3%)、学校職域募金が3.2%(同2.9%)、その他3.6%(同4.1%)であった。

募集された寄附金は、都道府県ごとに社会福祉協議会等の意見を聞いて、その地域で最も必要性の高い社会福祉施設、団体等に配分されるが、特に、寝たきり老人や在宅障害児・者の援護、子供の遊び場作り、保育所や老人ホーム等の施設には重点的に配分されている(第4-4-9表)。

第4-4-9表 一般募金の配分内訳

第4-4-9表 一般募金の配分内訳

(単位:1,000円,%)

配分総額	施設配分	地域配分	団体配分	その他
4,861,154	2,039,111	2,276,571	437,319	108,153
100	42	47	9	2

中央共同募金会調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

4 奉仕活動センター

福祉社会を実現していく上で、国や地方公共団体が大きな役割を果たすべきことは当然であるが、地域住民自身の奉仕活動が果たす役割も極めて重要である。このようなボランティアを育成開発し、奉仕活動の需給を合理的に調整することを目的として、48年度から奉仕活動センターに対し補助を行ってきた。

従来、奉仕活動センターは、都道府県、指定都市の社会福祉協議会に設置されていたが、50年度からは更にきめ細かい活動を行うため、市区町村奉仕活動センターを社会福祉協議会内に設置して、組織、機能を体系的に整備するとともに、奉仕活動の育成強化を図ることにした。

その具体的な活動は、社会奉仕活動に関する調査研究、連絡調整をはじめ、社会福祉活動に関する広報、奉仕団体の育成援助を図るための討論会、研修会、講習会、機材等の貸付等広範囲にわたっている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

1 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯に対して、生業費、住宅改修費、医療費等を低利(年3%)で貸し付けるとともに、必要な援護指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的とするものである。

この制度は、必要とする資金を単に貸し付けるだけでなく、貸付けと併せて、民生委員が、借受け世帯に対してその独立自活に必要な生活面での個別的な指導を行うという点が特色となっている。

貸付業務の実施主体は都道府県社会福祉協議会であり、貸付けに要する資金は全額を都道府県が都道府県社会福祉協議会に補助し、国は都道府県が補助した費用の3分の2を都道府県に対して補助することとなっている。貸付けに要する原資は年々累積し、49年度末においては、その累計額(貸付原資枠)は282億9,098万円となっている。

貸付資金の種類は第4-4-10表のとおりであり、制度の内容についても、社会経済情勢に即して充実を図る趣旨から、毎年度その貸付限度額の改善が行われている。50年度においても、諸物価の上昇等にかんがみ、貸付限度額について、更生資金及び身体障害者更生資金の生業費35万円を40万円に、特に必要と認められる場合の70万円を80万円に、支度費3万円を4万円にしたほか、生活資金月額1万5,000円を1万9,000円に、特に必要と認められる場合月額3万8,000円に、福祉資金は8万円を9万円に、住宅資金50万円を70万円に、災害援護資金20万円を30万円にそれぞれ引き上げ、更に、修学資金の修学費及び就学支度費についてもその引上げが行われた。

第4-4-10表 世帯更生資金貸付条件一覧表

第4-4-10表 世帯更生資金貸付条件一覧表
(50年度)

		貸付限度	据置期間	償還期限	備 考
更生資金	生業費	円 400,000	以内 1年	6年	貸付限度 特に必要と認められる場合 800,000円以内
	支度費	40,000	6月		
	技能習得費	月 6,000			
身体障害者更生資金	生業費	400,000	1年	8年	貸付限度 特に必要と認められる場合 800,000円以内
	支度費	40,000	6月		
	技能習得費	月 6,000	1年		
生活資金		月 19,000	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる場合 38,000円以内 貸付期間 技能習得費又は療養資金の借受中
福祉資金		90,000	6月	3年	
住宅資金		700,000	6月	6年	
修学資金	修学費	月 4,000 高校 月 9,000 高専 月 11,000 短大 月 11,000 大学	6月	8年	貸付限度 特に必要と認められる場合 高校 月 6,000円以内 高専, 短大 月 13,000円以内 大学 月 15,000円以内
	就学支度費	40,000			
療養資金		100,000	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる場合 150,000円以内
災害援護資金		300,000	1年	6年	

厚生省社会局調べ
(注) 貸付利率は年3%, ただし据置期間中及び修学資金は無利子

貸付状況は第4-4-11表のとおりであり,49年度までの累計は667億1,988万円,延べ貸付件数は56万7,752件に達している。

第4-4-11表 世帯更生資金貸付決定状況

第4-4-11表 世帯更生資金貸付決定状況

(単位: 件, 1,000円)

	49年度(見込み)		果 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	28,492	9,256,999	567,752	66,719,880
更 生 資 金	6,709	2,916,689	207,893	24,419,008
身体障害者更生資金	4,276	1,951,083	53,064	10,969,428
生活資金	236	32,342	10,594	340,098
福祉資金	364	20,176	913	42,936
住宅資金	9,490	3,513,087	105,217	18,790,173
修学資金	4,467	397,762	50,697	2,478,257
療養資金	2,085	263,606	98,962	5,374,939
災害援護資金	865	162,254	40,412	4,305,041

厚生省社会局調べ

また、償還状況は第4-4-12表のとおりであり、償還済額の比率は49年度末においては91.4%となっている。

第4-4-12表 世帯更生資金年度別償還状況

第4-4-12表 世帯更生資金年度別償還状況

(単位: 1,000円, %)

	償 還 計 画 額		償 還 済 額		償 還 率
	年 度 別	果 計	年 度 別	果 計	
43年度末	2,743,393	14,459,269	2,511,264	12,418,042	84.9
44	3,242,973	17,702,242	2,986,460	15,404,502	87.0
45	3,726,347	21,428,589	3,466,696	18,871,198	88.1
46	4,214,394	25,642,983	4,010,887	22,882,085	89.2
47	4,774,731	30,417,714	4,494,404	27,376,489	90.0
48	5,376,371	35,794,085	5,087,695	32,464,184	90.7
49	5,913,054	41,707,139	5,666,687	38,130,871	91.4

厚生省社会局調べ

この制度の今後の問題としては、社会経済情勢及び国民生活の実態の変遷と低所得世帯等の需要に応じた貸付条件を図ることが挙げられる。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

2 授産施設

授産施設は、労働能力の比較的低い者に対し、就労の機会を与え、又は技能を習得させて、その保護と自立更生を図る施設である。

授産施設には、生活保護法による授産施設(保護授産施設)と社会福祉事業法による授産施設(社会事業授産施設)とがあり、また、稼働能力はありながら授産施設に通うことが困難な事情にある人々のために、家庭においても簡単な作業ができる家庭授産施設を、前述の授産施設に併設できることとなっている。授産の作業種目は、縫製、印刷製本、クリーニング、電気部品組立等多岐にわたっている。

授産施設の現況は、第4-4-13表のとおりで、49年10月1日現在においては、施設授産243か所、うち家庭授産を併設しているもの82か所、利用者数は施設授産7,986人、家庭授産4,304人、合計1万2,290人となっている。

第4-4-13表 授産施設の現状

	施設授産		家庭授産	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数
総数	243	7,986	82	4,304
保護授産施設	81	3,172	17	884
社会事業授産施設	162	4,814	65	3,420

厚生省社会局調べ

なお、利用者別の状況をみると、施設授産では身体障害者8.5%、精神薄弱者11.6%、母子世帯の母5.9%及び低所得世帯等の者が60.9%となっている。

また、作業工賃の状況は、平均稼働日数21日で月額2万1,237円となっている。

授産事業は、近年、施設数、利用者数ともに減少傾向にあるが、主な原因としては、経済不況による受注量の減少が考えられる。

授産事業の今後の課題としては、一般労働市場の就業になじみにくい者又は就労する意欲はありながら民間事業所等に通うことのできない者に対して、それぞれの能力に応じた就労の場なり作業内容等を積極的に取り入れていくこと及び受注量を増大させることの必要性が考えられる。

厚生白書(昭和50年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

3 公益質屋

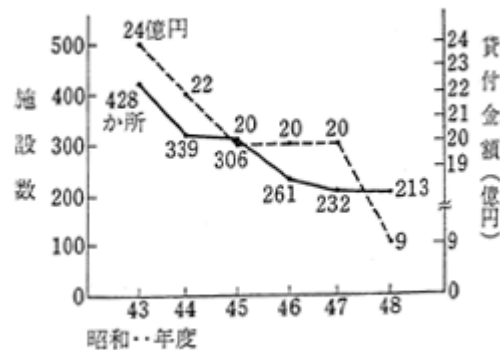
公益質屋は,市町村(特別区を含む。)又は社会福祉法人が設置経営している低所得者に対する簡易にして迅速な庶民金融機関である。

公益質屋は,民営質屋と比較すると,利率(貸付利率の限度は月3%),流質期限,その他の点で質置主本位の制度となっている。

公益質屋の設置状況及び貸付状況は第4-4-3図のとおりで,利用者の減少等により年々減少の傾向にある。

第4-4-3図 公益質屋の設置状況及び貸付状況の推移

第4-4-3図 公益質屋の設置状況及び貸付状況の推移



厚生省社会局調べ

その主な原因としては,国民の所得水準の向上,社会保障諸施策の充実,小口資金貸付制度の発達,信用販売制度の普及等が考えられる。しかし,48年度においては20万件(うち給与生活者53.7%,その他の被用者10.1%,商工業者14.9%,農林漁業者1%,その他20.3%),9億円の貸付けが行われ,現在においても相当数の利用者があるということは,なお公益質屋の存在意義があることを示すものであり,住民に対する制度内容の周知徹底を図ること,社会情勢等に応じた制度の運用及び地域の実情に即した利用者のための適切な配慮が必要である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第5節 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において、消費者自らがその文化的、経済的生活改善向上を図るため自発的に組織する協同体である。

組合が行う事業には、(1)食料品、衣料品、家具、じゅう器等の生活必需品の供給事業、(2)食堂、病院等の協同施設の利用事業、(3)火災、生命、交通災害等の事故に対する共済事業、(4)教育、文化事業等がある。

組合数は、連合会を含めて1,274(49年3月31日現在)である(第4-4-14表)。組合員数は、1,515万人で前年度に比して89万人の増加となっている。

第4-4-14表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

第4-4-14表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

		総数	供給	利用	共済	供給利用	供給共済	利用共済	供給利用共済
47年度	総数	1,201	616	139	72	352	4	6	12
	地域	569	274	133	57	94	2	5	4
	職域	632	342	6	15	258	2	1	8
48年度	総数	1,221	636	149	72	334	9	6	15
	地域	589	291	143	56	89	2	5	3
	職域	632	345	6	16	245	7	1	12

厚生省社会局調べ

48年度における事業の状況をみると、供給事業の供給高は4,021億円で、そのうち食料品が47.9%を占めている。

利用事業は、利用高421億円でそのうち食堂と病院で73%を占めている。

共済事業は、共済金額の最高限度額が、火災共済については1,000万円、生命共済については500万円まで実施されている。

また、組合は、年金福祉事業団の融資及び日本勤労者住宅協会の委託等による住宅事業を行っており、48年度には、分譲住宅6,346戸、賃貸住宅203戸を建設している。なお、年金福祉事業団の融資は、住宅のほか、療養施設、厚生福祉施設についても行われており、36年度から49年度までの融資総額は、399億円にのぼっている。

組合に対する助成策としては、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律に基づいて組合の協同施設等の設備資金が貸し付けられており、50年度は、5,500万円(49年度4,500万円)が貸し付けられることとなっている。

そのほか、国民金融公庫、中小企業金融公庫等政府関係機関による融資の活用が図られている。なお、50年度

厚生白書(昭和50年版)

から,新たに日本開発銀行による融資のみちが開かれることとなった。

消費生活協同組合の行う供給事業は,生活関連物資を主として供給しており,近時の経済情勢において,消費者の自主的な組織として積極的な活動が注目され,今後の健全な発展が期待されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

1 災害救助

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

49年度に発生した災害にかかる災害救助法の適用状況は、第4-4-15表のとおりであるが、その中で静岡県が地震と集中豪雨による大被害を受けたのが特徴といえる。49年度における被害状況及び救助費用は第4-4-16表のとおりである。

第4-4-15表 災害救助法の適用状況

第4-4-15表 災害救助法の適用状況
(49年度)

	適用市(区)町村			
	総数	市(区)	町	村
総数	82	45	34	3
集中豪雨	67	36	29	2
台風	12	9	3	0
地震	1	0	1	0
その他	2	0	1	1

厚生省社会局調べ

第4-4-16表 災害の被害状況及び救助費用

第4-4-16表 災害の
(49年)

	県名	人的被害(人)			
		総数	死亡	行方不明	負傷
6月上旬集中豪雨	愛知県	395	95		300
7月上旬集中豪雨	神奈川県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 岡山県, 兵庫県, 徳島県, 香川県				
7月中旬集中豪雨	東京都, 熊本県	5	1		4
7月下旬集中豪雨	岐阜県, 愛知県, 三重県	68	10		58
8月上旬集中豪雨	山形県	1	1		
台風16号(9月)	高知県	20	7		13
台風18号(9月)	青森県, 兵庫県, 徳島県, 愛媛県, 大分県				
地震(5月)	静岡県	88	30		58
その他	山形県, 群馬県	42	23		19
計		619	167		452

厚生省社会局調べ

被害状況及び救助費用
(度)

総数	住家被害(世帯)				救助費用 (円)	国庫補助額 (円)
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水		
2,801			599	2,202	3,520,505	1,760,252
146,841	470	753	42,452	103,166	452,701,178	226,350,588
1,419	1		849	569	7,430,261	3,715,130
96,745	27	78	21,336	77,304	140,730,593	70,365,291
1,759	2	13	542	1,202	5,043,495	2,521,747
7,515	15	86	622	6,592	8,869,325	4,434,662
22,586	20	49	4,365	18,152	28,782,589	14,391,294
761	116	198	(一部破損) 447		39,360,052	19,680,026
23	23				57,064,590	28,532,295
282,450	674	1,177	71,412	209,187	743,502,578	371,751,285

災害救助法が適用された災害については、都道府県知事は、現に救助を必要とする者に対して、(1)収容施設の供与、(2)たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、(3)被服、寝具その他生活必需品の供給、(4)医療及び助産、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害にかかった住宅の応急修理、(7)学用品の給与等の救助を行っている。

国は、都道府県の救助に要した費用の合計額が100万円以上となる場合に、その合計額と当該都道府県のその年度の標準税収入見込額との割合に応じ、100分の50から100分の90までの負担をすることになっている。

49年度においては、都道府県が救助に要した費用の総額は約7億4,350万円、国庫負担所要額は約3億7,175万円であった。

なお、前述の救助の程度、方法及び救助の期間並びに実費弁償の国の基準は、災害救助の趣旨等からみて、諸物価の動向、その他の事情を考慮し、実態に即するよう毎年改定されており、49年度においても改善が図られたところである。このうち、救助の程度、方法及び期間について主な改善内容は、(1)応急仮設住宅の一戸当たりの設置費用を39万3,000円から47万8,000円に引き上げたこと、(2)たき出しその他による食品の給与を

実施するため支出できる費用を240円から290円に引き上げ,更に,年度途中305円に引き上げたこと,(3)住家が全壊した世帯に対し被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用を4人世帯で夏季1万3,100円から1万6,400円,冬期2万円から2万5,000円に引き上げたこと,(4)住宅の応急修理のため支出できる費用を9万4,100円から11万4,400円に引き上げたことなどである。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

2 個人災害救済制度

47年から発足した「市町村災害弔慰金補助制度」を一層発展拡大し、法律として初めて制度化されたのが「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」(48年法律第82号)である。48年9月18日に公布され、49年1月1日に施行されたが、48年7月16日にそ及して適用された。

本法は、災害弔慰金の支給制度と災害援護資金の貸付制度の両制度を骨子として構成されており、その概要は次のとおりである。

災害弔慰金は、自然災害により死亡した者の遺族に対して、市町村(特別区を含む。以下同じ)が死亡者1人当たり100万円以内を支給することができ、その費用の負担は、国が2分の1、都道府県及び市町村が4分の1となっている。

災害援護資金の貸付けは、災害弔慰金と同様自然災害により住居又は家財に損害を受けた世帯の世帯主及び1か月以上の負傷を受けた世帯主に対し、100万円を限度として、市町村が貸付けを行うことができるものである。貸付期間は10年で、据置期間(無利子)3年、貸付利率年3%となっており、この貸付けに必要な財源は、国が3分の2、都道府県、指定都市が3分の1を負担することとなっている。

なお、49年度に発生した災害で本法を適用したのは、災害弔慰金の支給については、231人、1億1,550万円の所要額に対し5,775万円の国庫補助を行い、また、災害援護資金の貸付けについては、4,911件、12億4,302万円の所要額に対し8億2,868万円の国庫補助を行った。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

3 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。

婦人相談所は、各都道府県に1か所、計47か所設置されており、相談、調査、判定、指導、一時保護等を業務としている。

婦人相談員は、都道府県及び市に475人設置されており、要保護女子の発見、相談、指導等の業務を行っている。

婦人相談所、婦人相談員が取り扱っている相談内容をみると、転落からの更生に関するもののほか、離婚、家族問題など一般婦人問題も増加している状況である。

一方、相談件数は、第4-4-17表のとおりここ5年間の傾向としては、微減ないし横ばいの状態である。

第4-4-17表 婦人相談所及び婦人相談員の年度別受付件数

	45年度	46	47	48	49
婦人相談所	15,451	15,291	14,762	13,855	15,089
婦人相談員	51,825	55,455	56,963	52,936	53,023

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

都道府県、市又は社会福祉法人が経営している婦人保護施設は、全国に60か所(定員2,229名)設置されており、要保護女子を収容し、社会復帰に必要な生活指導、職業指導を行っている。

売春防止法が全面施行(33年4月1日)されてから今年で17年を経過した。法施行当時において全国に約1,900か所あった集し(娼)地域、約4万の売春関係業者、約13万人の従業婦等は、一応社会の表面から姿を消したが、最近、売春の潜在化、暴力団との結び付きなどが新しい社会問題となってきている。売春形態の多様化と手口が巧妙化されているため、要保護女子のは握等に困難をきたしている。

売春に関する諸問題は、社会、教育、公衆衛生等あらゆる面に結び付いており、したがって、これらの問題の処理に当たる婦人相談所、婦人相談員等実施機関の業務は極めて複雑であり、多方面にわたるので、今後の婦人保護事業の運営に当たっては、社会福祉、公衆衛生、法務、警察等関係機関との有機的な連携を保ちつつ、啓もう、調査、指導等の活動の積極的な推進が強く望まれるところである(第4-4-18表)。

第4-4-18表 相談経路別受付状況

第4-4-18表 相談経路別受付状況

		総 数	本人自身	警察関係	法務関係	福祉事務所	その他
婦人相談所	48年度	13,855	6,916	861	1,402	2,017	2,659
	49	15,089	7,700	692	1,304	2,268	3,125
婦人相談員	48	52,936	32,059	1,449	1,605	5,461	12,362
	49	53,023	32,928	1,136	1,002	5,373	12,584

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

4 同和対策事業

同和関係地区は、46年総理府を中心とした関係各省による同和地区調査によれば、全国で3,972地区、105万人となっているが、主に近畿、中国地方等の西日本に多いのが特徴である。これらの地区の生活水準は総体的に低く、なかでもその立地条件、生活環境は劣悪であり、保健衛生上、災害予防上憂慮すべき状態に置かれている。

同和問題は、単に厚生省が行う事業のみで解決できるものではなく、広く一般国民の理解と認識にあわせて、関係各省の施策が有機的、総合的に実施されることが必要である。

厚生省においては、28年度から、隣保館の設置をはじめ、その対策に着手し、逐年施策の拡充を図っているが、特に、40年8月の同和対策審議会の答申及び「同和対策事業特別措置法」(44年法律第60号)の趣旨を尊重し、同和対策長期計画(44年7月8日閣議了解)に基づき、生活環境の改善、隣保事業の充実、社会福祉及び保健衛生の向上を図るための諸施策の整備等の施策の計画的な推進に努めている。

同和対策事業として、28年度以降49年度までに市町村に国庫補助を行った施設整備事業の施設の種類及びその実績は第4-4-19表のとおりであるが、同和地域住民の保健衛生の向上及び社会福祉等の増進を図るため、45年度から巡回保健相談事業、トラホーム予防対策事業を、48年度から同和対策特別保育事業を実施し、その後もその助成の充実に努めているところである。

第4-4-19表 同和対策事業施設設置状況

第4-4-19表 同和対策事業施設設置状況

	48年度末現在	49年度実施分
隣 保 館	534	57
共 同 浴 場	217	19
共 同 作 業 場	191	4
下 水 排 水 路	1,224	152
地 区 道 路	4,455	840
共 同 井 戸 其 他	882	100
計	7,503	1,172

厚生省社会局調べ

このほか、保育所、児童館、簡易水道等の施設整備事業に対しても、一般予算の枠内で同和対策としての国庫補助を行っており、総合的な施策の推進に努めている。

厚生白書(昭和50年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

5 不良環境地区改善事業

同和地区のほかにも、都市スラム、北海道におけるウタリ集落、石炭産業の不況の影響を受けた産炭地等においては、積極的な環境改善事業が必要である。

厚生省においては、これらの地域に対して、36年度から不良環境地区改善施設の整備を行っているが、施設の種類及びその実績は第4-4-20表のとおりである。また、ウタリ集落地区を対象に、48年度からは各種相談事業等生活改善のための生活館運営費に対し国庫補助を行っており、49年度においては保健福祉推進費として巡回保健相談事業費及びウタリ特別保育事業費を計上し、当該地区の生活改善、福祉向上の推進に努めている。

第4-4-20表 不良環境地区改善施設設置状況

第4-4-20表 不良環境地区改善施設設置状況

	48年度末現在	49年度実施分
生活館	292	20
共同浴場	14	1
共同作業場	55	2
下水排水路	186	26
地区道路	23	14
共同井戸その他	57	3
計	627	66

厚生省社会局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

6 へき地対策

へき地対策の一環として、また過疎対策の面から、40年度からへき地保健福祉館の設置に対して国庫補助を行っている。へき地保健福祉館は、へき地住民に対し、各種の相談、講習会、集会、保育、授産等を行い、保健福祉の積極的な増進を図ろうとするもので、49年度末までに190か所が設置されている。
